

# 社会福祉 あきた

NO.  
**331**  
2014.9.1



【写真】  
「力一杯」

秋田大学教育文化学部附属特別支援学校は、毎年、秋田竿燈まつりに参加しています。今年も「力一杯」頑張りました。

## 特集

- P2 「生活困窮者自立支援制度・自立相談支援事業」の実施に向けて
- P6 災害時、相互支援 ～施設種別協議会等 8 団体が協定～
- P7 北秋田市に基幹的社会福祉協議会設置 ～秋田県地域福祉権利擁護事業～
- P8 職場紹介リレー
- P9 シリーズ“こだわりの品”
- P10 皆様の善意
- P12 赤い羽根共同募金



ふれあいネットワーク

社会福祉法 人 **秋田県社会福祉協議会**  
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

# 特集 「生活困窮者自立支援制度・自立相談支援事業」の実施に向けて

## モデル事業の概況

平成27年4月からの「生活困窮者自立支援制度」の本格実施に向けて、厚生労働省では昨年度からモデル事業を進めており、本年7月現在、全国280カ所で開催されています。

そのうち、必須事業である自立相談支援事業の実施機関の内訳は、別表のとおりです。調整中を除く228カ所で見ると、社会福祉協議会への委託が57.5%と最も割合が高く、次いで行政直営20.6%となっています。

### 【別表】

モデル事業における  
自立相談支援事業の実施機関  
(全社協地域福祉部把握/平成26年7月現在)

実施機関	カ所数
社会福祉協議会受託	131
行政直営	47
民間団体(社会福祉法人)受託	13
民間団体(NPO)受託	15
民間団体(その他)受託	22
調整中(受託先未定)	52
合計	280

秋田県内では、湯沢市がモデル事業を実施しており、湯沢市社会福祉協議会が委託を受けて、自立相談支援事業に取り組んでいます。

### 取組上のポイント

#### (1) 地域の関係機関との ネットワークづくり

本制度の理念として、生活困窮者への相談支援を通じた「地域づくりの構築」があげられており、地域の幅広い関係者が協議を行う場づくり、社会資源の開発や連携・協働事業の展開が求められています。

また、対象者の把握やニーズキャッチを進めるためには、地域の多様な関係者とのネットワークづくりが必要になります。全社協が行った「モデル事業実施社協アンケート」によると、対象者の把握方法としては、「地域の福祉関係機関・窓口から」が最も多く、次いで「電話での相談受付」、「社会福祉協議会内部の他部門の事業」、「民生委員・児童委員から」

の順となっています。

このようにネットワークづくりは、本制度を進めるうえで重要なポイントとなるとともに、地域包括ケアシステムの構築や権利擁護支援の仕組みづくりも含め、今日的な地域福祉推進においても重要な視点となります。

#### (2) 自立相談支援事業の 実施体制づくり

職員配置においては、これまで培ってきたノウハウや人材を活かし、個別支援・地域支援のスーパーバイズができる職員を配置することが重要です。

国では本年度の養成研修を7月から12月にかけて、平成26年度のモデル事業における主任相談支援員、相談支援員、就労支援員として配置されている者(今後、配置しようとする者を含む)を対象にそれぞれ行います。

- ◆主任相談支援員養成研修
- ◆相談支援員養成研修
- ◆就労支援員養成研修

(各研修とも6日間・42時間の研修内容)

職員配置の基準は、今後、厚生労働省がモデル事業を踏まえて示すこととなりますが、新制度施行時においては、一定期間、研修を受講していない場合でも業務に従事できるよう経過措置が講じられる予定です。

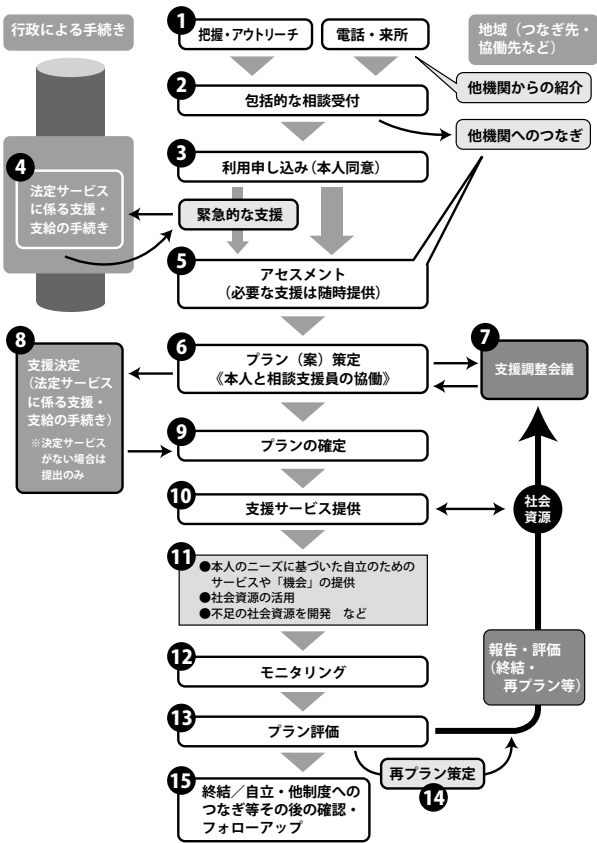
このほか、経済的困窮者の相談支援にあたっては、当座の緊急対応ができる体制を整備する必要があり、緊急小口資金の貸付、食料や住まいの一時的な提供などの対応も検討する必要があります。

#### (3) 町村部における対応

本制度では、福祉事務所がない町村部の自立相談支援事業は、都道府県が実施主体となります。

県直営方式のほか、広域委託等のパターンが考えられますが、秋田県では、平成27年度は直営方式を予定しており、県の福祉事務所4カ所が実施することになります。

## 自立相談支援機関の支援の流れ



平成25年11月から職員5名（業務2名含む）体制で「総合支援室」を設置し、スタートしました。

### 事務所内に

### 「総合支援室」を設置

湯沢市社会福祉協議会は、平成25・26年度と継続して湯沢市からの委託を受け、生活困窮者自立促進支援モデル事業（自立相談支援事業）に取り組んでいます。

## 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の取り組み

湯沢市社会福祉協議会

### 自立相談支援機関の

### 6つの機能

#### ① 包括的な相談支援

生活面・就労面・健康面など、多様で複合化した課題を抱える人のニーズを受け止め、自ら支援を行うとともに適切な支援につなぐ。

これまで、アルコール依存、障がいの対象にならない難病、うつ、統合失調症、介護疲れ、虐待、ひきこもり・孤立、浪費癖、多重債務等々課題が複合的なケースにわたっています。

#### ② 把握・アウトリーチ

早期把握・発見のためのネットワークづくり、積極的に取り組み、必要に応じてアウトリーチ（こちらから地域に向いて）による対応を行う。

地域と連携して、声なき声を拾い上げる取り組みを行います。

#### 【取組例】

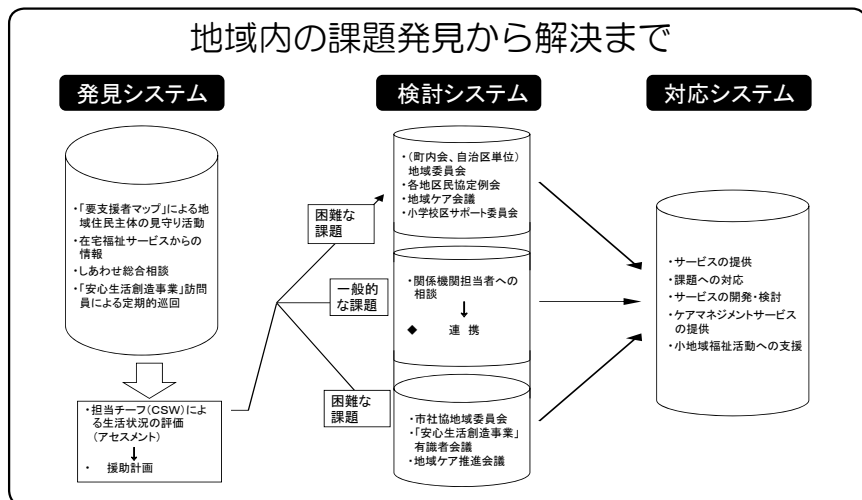
- ・「要支援者マップ」で地域住民とともにニーズキャッチ（民生児童委員、福祉員の連携）
- ・安心生活創造事業で設置した地域を巡回する訪問員による課題の把握
- ・各地区に配置のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）による個別支援及び地域支援

#### ③ アセスメント・プラン作成

本人との話から、生活困窮に陥っている状況を包括的に把握（情報収集）し、対応すべき課題を捉え、背景や要因等を分析し、解決方法を見定める。

まずは、対象者との信頼関係を築くことから始まり、課題解

## 地域内の課題発見から解決まで



決のための支援計画を策定するため、「支援調整会議」を開催します。「構成メンバー」地域包括支援ネットワーク協議会、地域包括支援センター、公共職業安定所、民生児童委員、病院、福祉事務所、弁護士、市社協



支援調整会議の様子

④支援・コーディネート

アセスメントとプランの作成を通じて、本人が自立に向けて主体的に行動できるよう支援するとともに、支援が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

何よりも、本人自らが自立のために問題に立ち向かう姿勢と行動が不可欠です。プランは本人と支援側が一緒になって作成し、定期的に訪問して状況を確認し、必要があれば見直しを行います。

⑤社会資源の把握・活用

開発とつなぎ

多様な支援サービスを一体的に提供できるように、地域の社会資源を把握・活用することにも、必要に応じて他機関との連携等により開発する。

●相談経路 実績

経路	件数
くらしの相談課	4
社協相談	4
社協訪問員	8
保護班	9
児童福祉班	2
社会福祉班	1
本人家族	8
民生委員	5
介護事業所	3
市議会議員	2
ボランティア	1
ネットワーク協議会	1
障害者就業・生活支援センター	2
ワークセンター	1
アパート大家	1
合計	52

就労支援事業を行っているNP法人等と連携をとり、障がい者の就労支援施設での作業や農業法人での作業などに結びつけ、一般就労に移行できるよう支援します。

⑥対象者の情報蓄積と

地域への情報発信

地域における生活困窮者の現状を把握することにも、地域住民や関係機関に対し、生活困窮に関する情報発信を行い、地域の総合的な支援体制の強化を図る。

モデル事業の報告会、福祉員と民生児童委員の合同研修会、地域ケア会議等の場を活用し、地域との情報交換を行います。

なぜ社協が取り組むのか

湯沢市社協が自立相談支援事業に取り組むことになった背景には

次のことがあります。

- ①複合的な課題を抱える相談者（緊急的な相談内容）の増加、②相談者のその後の動向が見えない、③生活福祉資金の償還率低下、④コミュニケーションソーシャルワーカー等による支援体制が整っていない、⑤法人後見事業など権利擁護の実績がある、⑥他機関・他職種との連携を強化できるとともに市民に社協活動を理解してもらうチャンス、などです。

取組上の課題や

苦慮している点

- ◇緊急的な支援を求めるケースが多く、プラン作成前に対応しなければならぬ。
- ◇制度で対応できない支援のため、関係機関の理解を得るのに時間を要する。
- ◇これまでの生活歴から借金に対する危機感が薄く、丁寧に説明しても理解が得られないケースもある。
- ◇支援対象者に約束を破られることも多々あり、若い相談員への精神的なケア（フォロー）も必要。

この事業の真の目的は

「生活が苦しく、精神的にも肉体的にも追い込まれている人たちが、抱えていた悩みを吐露し、多くの課題に相談員とともに向き合うことで、少しずつ前向きな気持ちが生じてきます」と言うように、湯沢市社協では、あくまでも本人が主体となり、自立のためのプランを一緒に作成し、相談員は斜め後ろから支えるスタンスで関わることが「伴走型の支援」と捉えています。

そして、相談員による諦めない粘り強い支援と、多くの関わりの中から本人の強みを引き出し、その強みを生かした支援を展開することで「人としての自信と誇りを取り戻す」（尊厳の保持）これこそが究極の目標と考えています。

生活困窮者の問題は、地域福祉を進めていくうえですべての課題につながっているとされています。湯沢市社協の取り組みを参考に、それぞれの地域で新法に対応した考え方や方向性を自治体と共有していくことが、地域福祉を推進する社協にとっても重要であると考えます。

「社会福祉施設経営法人と連携した生活困窮者等への支援事業」の取り組み

小坂町社会福祉協議会

小坂町社会福祉協議会では、国のモデル事業とは別に、全社協「福祉ビジョン実践推進事業」の指定を受け、平成25年8月から「生活困窮者等の社会参加及び就労支援等モデル事業」に取り組んでいます。

具体的な内容・流れ

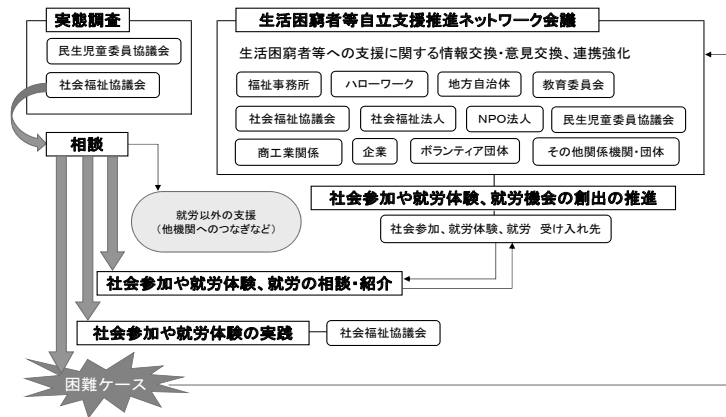
① 経済的・社会的困窮者に関する実態調査及び相談の実施

各民生児童委員が把握している範囲で情報提供を求めたところ、引きこもりと未就労者合わせて25名の存在が分かりました。その後、社協のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が自宅訪問し、本人や家族に接しながら、就労体験などの案内のほか、ケースによっては、ハローワークへの同行支援も行っています。

② 行政、関係機関・団体、社会福祉法人、企業等との情報・意見交換の機会を設けるなど、事業実施への理解と連携を図る

「生活困窮者等自立支援推進ネットワーク会議」を開催し、ケー

生活困窮者等自立支援推進事業イメージ



- ③ 社会参加や中間的就労及び就労の相談・紹介
  - ④ 社会参加や就労体験などの中間的就労機会創出の推進
  - ⑤ 社会参加や中間的就労の実践
- ス検討も実施しています。
- 昨年8月から1年間で、社会福祉施設での農作業のほか、除雪・清掃作業、さらに社協及び個人農家での就労体験に延べ238名が参加しています。

実践を通じて見えたもの

○ 情報伝達の仕組み  
当事者側から声をあげてもらえるように、社協事業のPRと地域で身近な存在である民生児童委員との連携強化が重要です。

○ 引きこもりの実態  
面会が難しいケースは家族が悩んでいることが多く、まずは家族とつながることが次のステップになります。病気や障がい等が考えられる場合、専門機関との連携が必要で、支援は長期化します。また、過去に不登校だった方が多いことも分かりました。

○ 社協職員が自分の目で確かめることとの効果

就労体験の現場では、本人も気付いていない「強み」を発見する場面があり、次の支援へとつながっています。

○ 社会福祉施設経営法人との連携が多くの可能性が

社協単独ではできないことも、それぞれの立場でできることをつなぎ合わせることで、強固な支援体制が生まれています。

目指すは地域づくり

小坂町社協にとって「就労」は、生活困窮者等支援の通過点と考えています。

・「人とのつながり」を地域の力を借りて地域に創っていく。  
・生き辛さを抱えている人たちを「支えようとする地域」を創っていく。  
・そのために、社協は住民をはじめ様々な関係者とながりを創っていく。  
こうした考えのもとで、年間をおとして継続的な支援メニューの開発を検討しています。

「地域貢献」が求められる社会福祉施設経営法人と「相談支援の出口」を模索する社会福祉協議会の連携実践モデルとして、今後の展開が注目されます。

モデル期間中実績(平成25年8月～26年7月)

<社会参加>

花輪ふくし会の日中活動に参加

場所	内容	延人数
毛馬内	ブルーベリー収穫	2名
猿ヶ野	椎茸菌床並べ、椎茸収穫	4名
康楽館通り	公園清掃	1名
計①		7名

<就労体験①>

活動内容や個人の就労状況よっての対価を得ながら、小坂町社協の施設内で労働体験

場所	内容	延人数
こはる	除雪	61名
だんらん	掃除	93名
	事務補助(広報折込)	5名
	除雪	2名
	草取り	12名
	編み物	5名
計②		178名

<就労体験②>

活動内容や個人の就労状況よっての対価を得ながら、小坂町社協が実施する地域福祉サービス事業で労働体験

場所	内容	延人数
個人宅	除雪	5名
だんらん	家事援助学習会	2名
個人宅	家事援助	6名
	草取り	1名
計③		14名

<就労体験③>

活動内容や個人の就労状況よっての対価を得ながら、農家や一般企業などで労働体験

場所	内容	延人数
花輪ふくし会	ケアホーム等掃除	10名
アカシアまつり会場	イベントスタッフ	4名
個人農家	草刈り	25名
計④		39名

合計(①+②+③+④) 238名 実人数 11名(男性5・女性6)

# 災害時、相互支援!

施設種別協議会等8団体が協定

7月3日(木) 秋田県社会福祉会館において、「社会福祉施設災害時相互応援協定」の調印式が行われました。

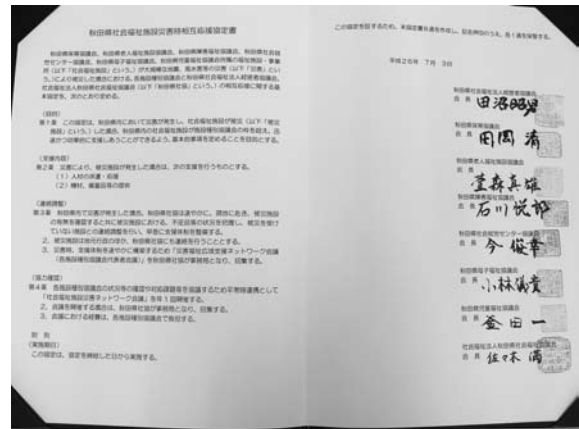
この調印式には、秋田県社会福祉法人経営者協議会、秋田県保育協議会、秋田県老人福祉施設協議会、秋田県障害福祉協議会、秋田県社会就労センター協議会、秋田県母子福祉協議会、秋田県児童福祉協議会、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会(以下「本会」という。)

の8団体が参加いたしました。

この協定は、平成24年度に設置された「社会福祉施設における災害支援ネットワークあり方検討委員会」の報告を受け、秋田県内で災害が発生し、社会福祉施設に被害があった場合、各施設の種別の枠を超えて、人材派遣や備蓄備品の提供等を協力し合うとともに、さらに本会が、災害発生時の初動対応と情報収集及び支援体制を構築する際の中心的役割を担うことを確認するものです。

調印式では、本会からこれまでの検討経緯を報告した後、国が示した「災害広域支援ネットワーク」構想の中核団体として本会を推薦した秋田県福祉政策課から、災害支援ネットワークの充実と、災害発生時の機能発揮に対する大きな期待が寄せられました。

調印に臨む各団体は、同ネットワークに寄せられている期待の大きさに応えるため、災害発生時の被



社会福祉施設災害時相互応援協定書

災者支援の備えに、連携して取り組む決意を新たにいたしました。

全国社会福祉協議会によると、社会福祉協議会と各施設種別協議会との災害協定を行っている県は、今のところ確認されておらず、全国初ではないかというコメントでした。

なお、国で示した「災害広域支援ネットワーク」構想に取り組んでいるのは、本県を含め16県ですが、各県でさまざまな取り組みが行われています。例えば、岩手県においては、県外で災害があった場合を想定し、あらかじめ岩手県

内の施設職員や一般市民を災害派遣チームとして登録し、災害に備えて学習会を行っています。

本県では、県内における災害時の社会福祉施設の体制を固め、不測の事態に備えることを優先させました。今後は、この協定をきっかけに次につながる体制の構築に向けて協議を重ね、公益性の高い社会福祉法人、社会福祉施設のさらなる社会貢献・地域貢献活動の発揮につなげていきたいと考えております。今後ともご協力をお願いいたします。



調印後の集合写真



8団体代表者による協定書への署名捺印

**大館市・北秋田市・北秋田郡における待機者の解消に向けて**

**北秋田市に基幹的社会福祉協議会設置！**

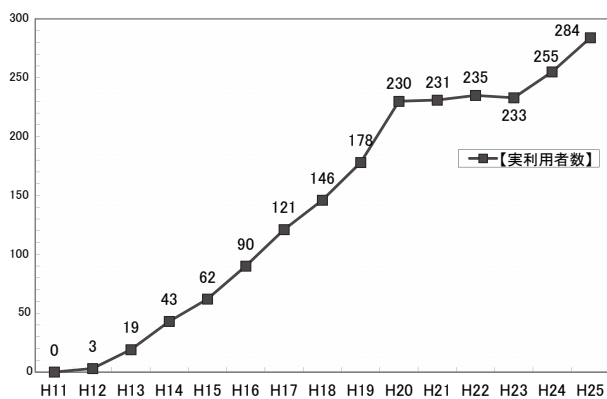
— 秋田県地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

平成11年10月、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下した方々に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うことを目的として、全国で地域福祉権利擁護事業が開始されました。

本県においても、秋田県社会福祉協議会が実施主体となり、窓口となる「基幹的社会福祉協議会（以下、基幹的社協）」を県内の複数の市に設置して一部業務を委託しつつ、事業の実務を担当する「専門員」をそれぞれに配置し、本事業に取り組んできました。

それから15年が経過しようとしている現在、全国的に高齢化の進行や障害者の地域生活移行などの社会状況の変化に伴い、利用者数は年々増加の一途をたどっており、本県においても例外ではありませぬ（グラフ参照）。そうしたなかで、増大を続けるニーズに適切に対応すべく、専門員の増員や基幹的社協の増設など、拡充を図ってきたところであります。

**グラフ 秋田県地域福祉権利擁護事業利用状況の推移**



基幹的社協は、平成25年度末時点で県内に6カ所設置されていますが、平成26年4月から新たに北秋田市、北秋田郡における本事業の窓口として北秋田市社会福祉協議会が基幹的社協となり、7カ所に拡大されました。

これまで、北秋田市及び北秋田郡は、大館市社会福祉協議会が基幹的社協として窓口を担っていましたが、担当区域が広大であるこ

とや、専門員一人当たりの標準担当件数である35件を大幅に超過している状況から、利用を希望される方がいても、解約者がでるまで利用を待機したかざるを得なかつたり、他の支援を考えざるを得なかつたりという状況が大きな課題となっていました。

このたび、北秋田市に基幹的社協が増設され、専門員が新たに配置されたことにより、従来の専門員の負担軽減と、大館市・北秋田市及び北秋田郡における待機者の解消や新たなニーズへの対応が可能になります。

しかし、県内の他の地区においては、配置されている専門員の担当件数が限界に達している状況が依然としてあり、今後、さらなるニーズの増大が見込まれるなかにあつては、事業の抜本的な見直しを含めた検討が必要な状況にあります。

また、契約能力が全くない方を支援するためには不可欠な「成年後見制度」の利用支援や申立てに関する市町村行政との協働、身寄りのない方の後見を法人として担う「法人後見」への積極的な取り組み、さらに次年度から本格的に

始まる生活困窮者自立支援制度等との事業連携など、検討すべき課題が山積しております。

そうしたなか、長期にわたって地域福祉権利擁護事業に取り組んできた実績とノウハウを生かしつつ、地域における新たな権利擁護体制の構築に向けて取り組んでいくことが、本会に求められる社会的使命と捉えています。今後も取り組みを強化していきますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

**基幹的社會福祉協議会一覧**

社協名	担当地区	電話番号
鹿角市社会福祉協議会	鹿角市・鹿角郡	0186-22-1956
大館市社会福祉協議会	大館市	0186-49-2585
北秋田市社会福祉協議会	北秋田市・北秋田郡	0186-69-8025
能代市社会福祉協議会	能代市・山本郡	0185-52-6553
秋田市社会福祉協議会	秋田市・南秋田郡・湯上市・男鹿市・由利本荘市・にかほ市	018-862-0102
大仙市社会福祉協議会	大仙市・仙北市・仙北郡	0187-63-0277
横手市社会福祉協議会	横手市・湯沢市・雄勝郡	0182-36-5377

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。



『自立や回復をサポートします』  
(福)秋田県社会福祉事業団

秋田県身体障害者更生訓練センター  
支援課主査 工藤 摂子

当施設に今年度転任したばかりの私は、「訓練センターでどんな仕事をしているの?」とよく聞かれます。そんな質問に答えるべく、A支援員のある1日についてお伝えしながら、当施設のことを紹介したいと思います。

秋田商業高校の前を通り、秋田市新屋下川原町の通称『福祉団地』の中に入り、一番奥に見えるのが秋田県身体障害者更生訓練センターです。多機能型として、自立(機能訓練)事業・生活介護事業、施設入所支援事業、短期入所事業・日中一時支援事業および相談支援事業所による相談支援事業を展開しています。利用されているのは、病気や怪我等で身体が不自由な方、記憶面や言語面に障害をお持ちの高次脳機能障害の方等です。18歳から60歳代の方までが利用され、通所も受け入れ、送迎も実施しています。

A支援員の本日前中の業務は、「パソコン訓練」と「集団OT」の支援です。パソコン訓練室には8台のパソコンがあり、個々の能力に応じた訓練を提供



パソコン訓練の様子。  
当施設でパソコン検定も実施しています。

しています。集団OTは、作業療法士からのプログラムに基づき、利き手交換や両手動作の練習、個々の状態に合わせた言葉の練習を実施しています。他の訓練室では「OT訓練」、「PT訓練」、「運動訓練」が行われています。午後からは、「個別活動」の支援です。個別活動は、シグソープズル、運針、学習プリント等、利用者の皆様各自が自分でリハビリにつながる内容を選択して取り組みます。また、隣の部屋では「グループ活動」が行われており、職員が毎回テーマを決め、利用者の皆様が自主的に活動されています。大玉サッカー等の運動的活動やメロディベル等の音楽的活動、立体絵画等の創作的活動等を取り入れています。公共交通機関利用に向けた支援、自動車免許更新に関する相談や支援等、「社会生活力向上訓練」も行っており、また、日常生活における基本的動作の獲得のために「日常生活訓練」も実施しています。

心身の状況に応じたリハビリテーションプログラムを提供しながら、自立や回復を目指してサポートしていくのが私たちの仕事です。

入院や手術などの保障はもちろん、  
さらに「ちゃんと応える医療保険」

NEW

**Aflac**

ちゃんと応える  
医療保険

EVER

募集代理店 **ナカイ株式会社 秋田支店**

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F  
TEL/018-866-1761(代) FAX/018-866-1762

お客様相談窓口へ **0120-712-816**



# シリーズ こだわりの品

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

今回は、「手作りパン」や秋田の郷土菓子「むぎ巻」を製造・販売している男鹿市の障害福祉サービス事業所「玉の池ワークハウス」をご紹介します。



焼き上がったパンの袋詰め作業

「玉の池ワークハウス」では、パンやむぎ巻（秋田の郷土菓子で、小麦粉を使用し、厚焼き卵のような作り方と、もちもちとした食感が特徴）の製造・販売、比内地鶏の飼育・販売、空き缶リサイクル作業、ポリネット作り等を行っています。

特に注目されているのは、パンの製造・販売です。専門家の指導を受けながら、担当する利用者4名と職員2名が一緒に練習を重ね、平成22年に事業開始しました。一番人気の「ライ麦チースパン」（1個150円）を始め、油で揚げずに焼き上げた「焼カレーパン」

「玉の池ワークハウス」（佐藤博樹施設長）は、知的障害者通所授産施設として、社会福祉法人男鹿更生会が平成4年4月に開設しました。同法人は、「玉の池ワークハウス」のほか、障害者支援施設1カ所、障害福祉サービス事業所1カ所、グループホーム6カ所を運営しています。

現在は、36名の利用者が一人ひとりの適性に合った作業を行っています。

また、パンの製造・販売と同時期に開始した「むぎ巻」は、地元のスーパードでも販売しており、プレーン・抹茶・胡麻・コーヒール・黒糖など豊富な種類と手頃な価格（1本220円）、4カット入り（120円）により地域の方の人気を集めています。

◇ ◇ ◇

春には地域の祭りに参加し、大晦日には、「なまはげ」に扮した利用者が地元の「なまはげ」と一緒に地

（1個120円）など、約20種類のパンを多い時には1日300個以上作ることもありま。最近では、噛むほどにご飯と同じような自然の甘みが広がる、秋田県産の米粉を使用した「米粉パン」（5個入り220円）が評判となっています。

同施設のパンは、手作りのため大量生産が難しく、スーパード等の店頭販売は実施していませんが、地元の行事や男鹿市内の社会福祉施設で販売しているほか、秋田市内の社会福祉施設で朝食・昼食用として利用されています。



優しい味わいのむぎ巻。プレーンと黒糖（くるみ入り）。



手前が一番人気のライ麦チースパン。後ろは米粉パン。



「私たちがパンを作っています」

区を回るなど地域との交流を大切にしている「玉の池ワークハウス」。佐藤施設長は、「いずれはパンやむぎ巻を販売する店を開き、より多くの地域の方に食べてもらいたい」と目標を話してくれました。

## 商品に関するお問い合わせ

社会福祉法人 男鹿更生会  
障害福祉サービス事業所  
「玉の池ワークハウス」

男鹿市男鹿中滝川字寒風山横通 116  
TEL 0185-24-5102  
FAX 0185-24-5286  
E-mail  
w.tamanoike@ec7.technowave.ne.jp

# 皆様の善意

〔平成26年6月～7月末日現在〕

◎一般金銭預託◎

・富国生命保険相互会社

秋田支社 様

149,419円

・秋田菱友会 様

100,000円

・秋田県ヤクルト連合会 様

400,000円



秋田県ヤクルト連合会様からの寄附金贈呈式

◎善意銀行金銭預託◎

・アクサ生命保険株式会社

秋田支社 様

28,148円

・秋田県大衆音楽協会 様

10,000円

・そごう・西武労働組合

秋田支部 様

7,990円

災害遺児愛護基金事業関係

※災害遺児愛護基金事業とは、交通・労働・自然災害により、父あるいは母が死亡、または重い障害をもった場合に、義務教育終了前の児童の支援を目的として給付金を支給する事業です。

◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎

・秋田県軽自動車協会 様

31,950円

◎災害遺児愛護基金給付金◎

◆見舞金 1件

100,000円

# 大相撲 秋田場所に 施設利用者を招待



大相撲秋田場所実行委員会様からの招待券贈呈式

大相撲秋田場所実行委員会様から、大相撲招待券560枚を本会に寄贈いただき、本会の会員施設（老人・障害・児童施設）48カ所へ招待券を配分いたしました。

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 総務企画部  
秋田市旭北栄町1-5  
Tel 018-864-2711

**施設向けカラオケ**

～ジョイサウンドフェスタ～

**JOYSOUND FESTA**  
サンプル無料貸出中!!

**健康王国 搭載!**  
音楽療養ソフトコンテンツ

**楽曲数 9万曲** ※2013年8月時点

©201308 XING INC.

◎お問い合わせは TEL: ☎0120-141-224  
株式会社エクスing 東北エルダー 営業G 秋田事務所

平成26年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています  
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間 1年職種別A級

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所: 1,300円  
通所: 1,390円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●施設の医療事故補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 施設の什器・備品損害補償

## プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償

### ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年職種別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償  
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年職種別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間:週5日勤務の場合)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記までお願いします。●

団体 社会福祉法人  
契約者 **全国社会福祉協議会**  
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン  
TEL:03(3593)6433

取扱 株式会社 福祉保険サービス  
代理店 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(SJ13-12122 2014.2.13 作成)

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。  
日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

# じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



運動期間 平成26年10月1日(水)～12月31日(水)



赤い羽根共同募金運動は、地域で集められた募金が地域の活動を応援する「自分の町を良くするしくみ」として、県民の皆様を支えられ、今年で68回目を迎えました。皆様からいただいた募金は、市町村社会福祉協議会をはじめ、お住まいの地域の民間の福祉活動に活用されるほか、県内の福祉団体の活動や、火災や風水害にあわれ

た世帯への見舞金、大規模災害時に活用するための積立金など、地域で安心して暮らせる社会を築いていくための資金として、有効に活用されています。今年も助成計画に伴う目標額を達成し、本県の地域福祉を更に推進するため、全県一体となり運動を推進してまいります。今後、より一層の福祉の充実が図れますよう、赤い羽根共同募金に皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

今年度秋田県キャッチコピー

## 地域の輪

### つながる広がる 赤い羽根

(にかほ市金浦中学校3年 笹森 美月さんの作品)

**社会福祉法人 秋田県共同募金会**  
 〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号  
 秋田県社会福祉会館2F  
 TEL 018-864-2821  
 FAX 018-895-7513  
<http://www.akaihane-akta.or.jp/>

## 平成26年度秋田県募金目標額 **206,951,000円**

【助成計画の概要】

- あなたの町の社会福祉協議会の活動に…………… **46.7%**
- あなたの町の福祉団体やNPOの活動に…………… **15.1%**
- あなたの町で運動を進めるための経費に…………… **7.1%**
- 秋田県内の広域的・先駆的な福祉活動に…………… **10.4%**
- 災害時の緊急配分・災害準備金の積立に…………… **4.4%**
- 秋田県全体で運動を進めるための経費に…………… **16.3%**

助成計画の詳細については、本会ホームページをご覧ください。(左記または「赤い羽根あきた」で検索)